

令和5年度 第3回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会会議録

日時 令和5年10月20日(金) 午後1時30分～午後4時10分
場所 四街道市企業庁舎 2階会議室
出席委員 太田委員 住田委員 加藤委員 下里委員 成田委員 三好委員
清水委員 瀬藤委員 田汲委員
欠席委員 高野委員
事務局出席者 森田上下水道部長 伊藤上下水道部副参事 花島経營業務課長
島津水道課長 松尾課長補佐 梅澤係長 吉武係長 菅谷係長
穴倉主任主事 加藤主事
傍聴人 3名

～会議次第～

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
 - ①水道料金について(継続審議)
 - ②水道料金の改定案について
4. その他
5. 閉会

○会議の概要

- ・太田会長より開会の挨拶
- ・会議の公開、会議録の発言者明記の承認
- ・傍聴人の入室(3名)

○議題

太田会長: 議題①水道料金について、継続審議ですが、事務局から再度、簡潔にご説明ください。

《事務局より、前回資料「水道料金について」内容説明》

太田会長: 継続審議の議題なので、前回に引き続きご審議いただきたいと思います。ご意見やご質問があればお出してください。

住田副会長: 逡増型従量料金を採用した水道料金体系の課題等について説明がありましたが、四街道市の大口の需要家は、どのような業態が多いのですか。

事務局: 具体的な資料は手元にありませんが、四街道市の特徴として、大きな水量を使う工場があまりないため、給水収益の9割は一般家庭からいただいております。そのため、逡増型の料金

設定をしても、高い水量区分でご利用のお客様がほとんどいない状況です。

住田副会長：時代背景の変化に伴い生じてきた課題という説明ですが、水を売る事業者が、大口利用者から高い料金を徴収するというのはいかがなものか。他の地区では、大口の需要家が自分の井戸を掘ってしまう例もある。今回の料金改定では、逡増型を見直す考えはありますか。

太田会長：料金体系については次回以降になると思いますが、体系の見直しの方向性について、考えがあればお願いします。

事務局：料金体系については、第4回審議会の議題として予定しておりますが、現在の料金体系の逡増度は、水量区分あたりの最高単価と最低単価の差が3.44倍であるため、少しずつ負担の差を縮めていく方向で考えております。

清水委員：一点目、6ページの利用水量区分の変化についてのグラフは、水量ベースか件数か。また、比率はどういう比率なのか。二点目、クリーニング店はかなり水を使用していると思うが、50 m³未満の区分に入っているのか。三点目、大きなスーパー等が地下水を使っていることがあると聞いたが、どのような基準で地下水を認められているのか聞きたい。

太田会長：具体的にお答えできますか。難しければ料金体系自体の具体的な提案に基づく審議は次回ということで、少し整理してはどうでしょうか。

事務局：一点目の水量区分については、件数ではなく実際に使っていただいた水量になります。二点目のクリーニング店の利用水量ですが、単独での利用量データが無いので具体的な資料はありませんが、市内水道利用量の上位にクリーニング店はございませんので、おそらく年間に均しても検針ごとの利用量は200 m³から300 m³程度、月当たりでは100 m³程度と思われます。三点目のイトーヨーカ堂の井戸の許可につきましては、県の環境保全条例で許可される範囲内での井戸を掘って使っているということが、我々の立場からわかることとございます。

太田会長：今のご質問は、大変重要なご指摘になるかと思えます。6ページの利用水量区分変化の円グラフのうち、101 m³以上の利用が、平成17年度の17.2%から令和4年度には10.6%に減っているとありますが、この内訳について具体的な業種や業態がわかるのであれば、次回お示しいただくことで、皆さん納得できるのではないかと思います。

また、全国的なチェーン店として各地域に営業展開している店舗の場合、極端な話では、基本料金の契約をしていながら大半は地下水を利用していることもあると思えます。地下水の水質事故や、何らかの形で地下水が利用できない場合のバックアップ水源として、水道水を活用するような事例が全国的にみられます。大口径の水道管を入れているならば、それに見合う形で施設整備をしていますので、口径と実使用量での乖離が大きければ、その分のコストが他の水道利用者の方に固定費部分が転嫁されている。俗にいうフリーライダーをどう抑制していくのか、また、適正な料金負担をお願いできるようにしていくことは大きな問題として、議論が必要なテーマの

一つになります。もし次回までにわかればお調べいただいて、ご提示いただければと思います。

清水委員：イオン出店予定地では、かなりの水需要が計画されていたと思うが、出店計画がなくなり、代わりに物流倉庫となったことで計画された水量が大幅に低下するが、その低下分のお金は誰が払うのか。

太田会長：整理させていただくと、ある大口の特定事業者が撤退した同一場所に、新たに進出した事業者の水量が大幅に減る場合はどうなるのかという話ですが、難しいのは、水道料金は実際に使ったサービスの対価として徴収するものなので、大口径で施設整備をしたにもかかわらず地下水に転換する場合には、原因者としての責任はあって然るべきですが、撤退された場合には同一に考えられないと思います。他の例として、駅前開発により大型店が経営不振により撤退したことにより、商店街全体が衰退してしまうという問題も類するような事象かと思われませんが、具体的な料金対応としての議論は難しいと思います。

三好委員：専用水道の話をして、料金改定の話にはほぼ結びつかないので、専用水道と上水道は切り離して考えた方がよいと思います。地下水の水源を守るという意味では、非常に重要かもしれません。将来的に専用水道は増える一方で、四街道市の水源の枯渇を心配するという議論であればよいと思いますが、水道料金の話には全く結びつかないので、ここは分けて考えられた方がよろしいのではないかと思います。

清水委員：今の話は、水道料金をどう考えるかということに関係してくると思う。イオンの計画に対して投入した費用は、進出がなくなったことで、その分は住民の需要家にかかってこざるを得ないわけです。それを料金との関りで、どう考えていったらよいのかを整理するべきだと思う。

事務局：成台中地区の区画整理のお話がありましたが、こちらに関しては組合の事業なので、そこまで至る配水管や区画整理の中の管については全て組合が負担しておりますので、市では負担しておりません。

清水委員：施設内の整備は区画整理でやっているのですが、そこに持っていく水道管は、上下水道部で建設をするわけです。そこで使う水量をベースに関係が決まっていることなのだと私は理解しているが、そうではありませんか。

太田会長：混乱しているといけないので、整理させていただきます。これはいわゆる水道事業の施設計画の話であり、施設能力がどのくらいで、配水管などの整備をどう行うのか。そういう意味で言うと、大口の水需要者が特定の地域に進出し、給水申込をすることを念頭に、それに見合う施設整備をしないとイケない。市は、必要な水量が出ないことで契約不履行とならないための施設整備をしないとイケない。それが当初の予定あるいは使用実態と、使用者が別の事業者への変更により、使用量に差が生じた場合にはどうするのかという問題が残ると思います。ただ、先ほども申し上げたように、同一事業者が自社の経営上の判断で、今まで月に10万トン使用して

いたものを、100トンくらいしか使わなくなり、万が一の時だけ水道水を使う。常時、大口径で使える状態で、最大の水需要に応じた水の供給体制を市に求めながら、実際には使わずに、万が一の場合のみ、何年かに一度くらいしか使わないという状態だった場合には、適切な負担を求めていくのは当然です。ただ、撤退してしまった場合には、後を追いかけて追及ができるのかについて、いま議論の中に入れていくのは難しいと思います。

清水委員：おっしゃることはわかりますが、この議論を始めた時、600トンくらい必要だという計画をされているのです。600トンは相当大的な量であり、結局それが上流ダムの開発規模にも関わっており、その責任はだれが負うのか、それを住民に被せていいのかということの問題としているわけです。

三好委員：大企業に水道を供給することにより、全体の水道料金が上がるのではないかという心配もあると思います。千葉市の例だったかと思いますが、イトーヨーカ堂さんのような企業ですと、地域の皆さんに安心と信頼を担保する努力をされているので、特に災害時には、自分の専用水道を千葉市に供給する契約を結んでいます。そういった事例を挙げながら、企業の進出については、デメリットだけでなくメリットも提示して地域に説明されていると思いますよ。

太田会長：少し議論が拡散しておりますが、前回先送りになった議題を確認させていただくのが先決だと思うので、申し訳ありませんが料金改定の問題についてご議論やご質問なり進めさせていただきたいと思います。事務局は、これまで出たご意見やご指摘を受け止め、可能な限り次回までに、回答や資料作成をお願いしたい。それを前提に置いた上で、料金改定について次回までに確認してほしいものがあればお出してください。

田汲委員：有収水量が令和3年度から4年度で、だいぶ減っている理由は何か。住宅が多く建設されれば増えるのではないか。また、コロナ禍における水道使用量の増減はどうか。

事務局：水量の傾向といたしましては、コロナ禍のご自宅における巣ごもりにより、家庭での使用水量が一時的に多くなりました。その後、令和3年、4年となり、コロナがだいぶ落ち着き、社会生活に帰ってきたことにより、ご自宅での使用水量が減ってきたことが一番の要因です。

田汲委員：イオンが撤退したことにより損害は出たのか。

事務局：イオンに関連した整備は土地区画整理組合が実施したもので、我々の財源で何か投資をしたこともありませんので、出ておりません。

太田会長：それでは、料金体系の部分についてはここまでとさせていただき、前回資料の5ページ、6ページについては、次回改めて、具体的な改定提案を含めてご審議いただくということといたします。そこで、2ページや4ページの料金水準などについて、何かご質問ご意見はございますか。

一つ補足いたしますと、2 ページの水道料金は、いわゆる総括原価という形で営業費用と資本費用に分かれており、資本費用の中に資産維持費があります。名前に「費」とありますが、何かを買った費用、つまりコストではなく、これは再投資資金のことで、実際に、将来に渡って事業を行うために必要な投資資金を指しているものになります。実態としては、収支には資本的収支と収益的収支の2つがありますが、そのうちの資本的収支として、建設改良投資額の企業債や国庫補助金があり、このような財源でもって、なおかつ不足する資金を回収するというような意味合いなので、性格はコストではなくて再投資資金だにご理解いただく方がよいと思います。

その他、特になければ、一応前回資料についてはご確認をいただいたということで、この中の料金体系部分については、次回、本日いただいたご質問も含めてお答えさせていただき取り扱いでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではご確認いただきましたので、議題①については終了させていただきます。

次に、議題②について、本日お配りした資料についての説明をお願いします。

《事務局より、本日資料「水道料金の改定案について」及び「参考資料」の内容説明》

太田会長：ありがとうございました。ただいま、具体的な改定率を念頭に置いた説明がありました。その中で、改めて私なりに三点申し上げますと、一つは管路更新率をどのくらいの水準で維持していくのか、あるいは管路更新経費をどのくらい確保していくのか、ということがあります。二つ目は、管路更新の財源をどう賄うのかという点では、企業債の活用と料金負担での回収となりますので、その結果三つ目として、料金水準をどのくらいに考えるべきなのか。この三つを望ましい組み合わせで考えていただくことになろうと思います。

議論の前に確認ですが、管路更新に関わる耐用年数の捉え方は、法定耐用か実耐用のどちらですか。

事務局：老朽管は、あくまでも法定耐用ですが、ただし更新対象とするのは、アセットマネジメントのような、できるだけ資産を延命して長く使っていくという視点も入っておりますので、実際の更新対象の選定は、40年を超える管の中で、特に状況が悪いような管を対象として見込んでいます。

太田会長：数字だけ見れば、法定耐用を適用した数字ということですか。

事務局：老朽化率自体は、法定耐用の数字です。

太田会長：実際に管路診断をして、埋まっている地質の問題や劣化の状態などを勘案しながら、法定耐用よりも早く悪くなることもあるので、別な更新率が出てくる可能性はあるのではないかと思います。ご質問、ご意見があればお出しください。

田汲委員：管路更新率について適正なパーセンテージはどのくらいなのか。

事務局：明確な基準はありませんが、例えば、現在更新している管は100年使える前提で作られているため、今の新しい管は、更新率が1%であれば100年間で更新すればよいのですが、50年前くらいに入れたような管は、100年使うことを想定したものではないため、少なくとも40年よりは長く使える程度になるかと思います。水道管の材質によっても実際の耐用年数は分かれますが、おおむね60年くらいかと思いますので、100%を60で割り返しますと1.6%となりますので、今現在の老朽化ペースとしての更新率は、本来は1.6%程度が望ましいところではあります。

清水委員：前回資料①「今知りたい水道」の7ページでは、全国平均の基幹管路の耐震適合率40.7%に対して、当市は60%ということで高いものと受け止めている。また、令和2年度末の管路老朽化率は全国平均の20.6%に対し、当市は19%ということで、全国平均より若干少ないという認識でよいか。

また、基幹管路更新計画の中で、何パーセントまで強化するという目標値や、工事における優先順位や先送りできるものがあるのかをお聞きしたい。

事務局：例えば大規模災害が起こった時に、病院施設や皆様の命を守る経路などは必ず強化しなければなりません。過去に厚生労働省から、これを重要施設管路として位置付けて積極的に更新していくように文書が出ているため、それを受けて計画的に進めていくことを先日の市議会でも報告させていただいております。明確な数字を持ち合わせてはおりませんが、ご理解いただきたいと思えます。

清水委員：今説明されたのは、前回のご説明の中の重要給水施設管路というのが、病院や水道を止めてはいけない管路だという解釈でよろしいか。その他に基幹管路というものはあるのでしょうか。

事務局：口径が300mm以上の大きい水道管も基幹管路になります。

清水委員：どんな比率で基幹管路の更新をしていくのか、数字が出せるのであれば聞かせていただきたい。

事務局：手元には用意がございませんが、データ管理の上、計画的に進めております。

太田会長：清水委員がおっしゃっていましたが、具体的なやりくりや優先順位とか、年何パーセントという一律ではなくて、それぞれ前に持って行ったり、後ろに持って行ったりがあるのではないかとご質問もありましたが、それはいかがですか。

事務局：補足させていただきます。前回の審議会でも、基幹管路の耐震適合率が全国平均40%に対して、市は60%で全国よりも良いとお示ししたので、その点で更新を再検討してもよいのではないかとかというご指摘はごもっともだと思います。ただ、基幹管路の定義というものが全

国的に事業者によりまちまちで、我々が基幹管路としているものは、本当に基幹的な一部の管路だけになります。一方で、全国的には、例えば水道管の口径 300mm 以上は、ほぼすべて基幹管路としている事業者もございます。前回の説明で誤解を招いてしまったかもしれませんが、基幹管路という定義自体が曖昧であり、その上での耐震適合率となりますので、全国の 40% に対して 60% というのは非常によく見えるのですが、そもそもの定義が全然違うため、参考程度とに考えていただければと思います。説明不足であり申し訳ございません。

重要な管路の今後の見込事業量ですが、例えば、当初見込んでいた 10 年間の 88 億円のうち、基幹管路ではないものもありますが、我々として重要な優先すべき管路だと考えている事業量、重要給水管路として 10 年間でのおおむね 5 億 4,000 万円ほど。こちらが先ほど事務局から説明いたしました、市内における大事な病院や避難場所となるような施設に向かうルート of 管路になります。

清水委員：延長だとどのくらいなのか。

事務局：延長では、10 年間でのおおむね 1.2km ほどになります。また、導水管が破損すると給水できなくなりますので、こちらは 10 年間でのおおむね 6 億 3,000 万円。延長に直しますと 1.8km ほどです。また、この 88 億の中には、新規事業である送水管も少し入っております。そのため、重要給水管路と導水管という、基幹管路という定義に縛られずに、重要な管路という点でいいますと、これらの金額あるいは延長が、今回 10 年間で見込んでいる事業量になります。

太田会長：よろしいですか。それでは先ほど清水委員からご質問がありました基幹管路の目標値の確認のため、一旦休憩を挟み、再開を 3 時 20 分といたします。

《休憩》

太田会長：再開いたします。それでは、先ほどの清水委員のご質問にお答えいただきたいと思います。

事務局：先ほどの基幹管路の耐震適合率でございますが、今後の見込みということでご説明させていただきますと、令和 10 年度の計画では 69.5%、令和 14 年度につきましては 74.8% を目標としているところでございます。

太田会長：清水委員からありました、均したらどうかということについてはどうでしょうか。

清水委員：太田会長の補足の説明で大体わかりました。要は積立金というか、資金残と建設改良費のお金と起債と、その辺のバランスを取らざるを得ないというお話ですよ。起債の 200% という上限があります。10 億円を資金残高にしなければならないということになると、あとは料金値上げを極力抑えるためにどうすればよいかと言ったら、その建設改良費をどれだけ抑えられるかということにもかかってくるわけですよ。あと他に方法が無い。一般財源からお金を入れ

られないということになったら、そこが一番の、一つの焦点にならざるを得ないので、そこについて、これからどうしていったらいいのか、というお話になると思うのです。

もうちょっと大局的に見ますと、例えば、日銀の生活意識に関するアンケート調査というのが2023年9月に発表され、これによると暮らしぶりにゆとりが無くなってきたというのが57.4%で最悪の状況なのです。物価に対する実感でも、かなり上がっていると答えているのが68.7%で、これも最悪なのです。要するに、いま市民の意識というのは、生活が大変になって物価に対しても高いという意識がある中で、水道料金が30%も40%も値上げをすとなつていったら、市民が受ける感情というか、生活がどうなるのかというのが一番の言いたいことなのです。だからこそ、必要最小限の値上げに抑える為には、何を精査して抑えていかなければならないのかという検討がされない、34%がいいのか42%がいいのかと言われても、そんな引き上げを認められるのかという話が、少なくとも出てこざるを得ないのです。それで、インターネットでいくつか他のところを見てみますと、群馬では、基本料金を100円値下げすることを市議会で可決された例があり、必要となる1億円の補填費用は、地方創生臨時交付金から充てるということでした。例えば、そのような方法もあるのかなと思いました。

また、横浜市では、令和3年7月からの水道料金について、平均12%の値上げをしています。このような情勢の中で、30%や40%の値上げは本当に認められるのだろうか、というのが率直な感想です。これまで四街道市の水道料金というのは、県内では確かに習志野市に次いで2番目の低料金なのです。ところが、この現在の料金に単純に34%なり42%を掛けると、34%でも酒々井町に並び、42%になると長生郡市の広域水道の料金に並んでしまうわけです。そうすると、全国平均や千葉県企業局の県水道の単価より、はるかに上がってしまうことになる。

それから、第1回の会議資料③で、2021年度末の県内水道料金一覧において、この34%なり42%上げた場合は、一体どのあたりの位置になるのか、ぜひ示していただきたい。

九十九里地域水道企業団や南房総広域水道企業団、九十九里で言えば長生郡市広域市町村圏組合と八咫水道企業団と山武郡市水道企業団の3つの事業体を統合しているのですが、その九十九里水道や南房総の広域水道、これは館山や南房総市など、複数で構成されているのですが、それが県の水道並みの料金に抑えようということで、県が高料金対策等補助金としてお金を出しています。現に一般会計からお金を入れて、ほぼ県水並みの水道料金を維持するような仕組みを作っています。このような実態を考慮した上で、四街道市の今度の水道料金の値上げというものを一体どのように考えるのか、ということを整理する必要があるのではないかと。一般会計から一切お金を入れられないとしきりに言っているが、現に水道料金が極端に高い事業体について、国の補助金という形も入っているのかもしれないし、市町村の一般会計から補助限度額の中で、県から高料金対策等補助金を出しますよという制度になっているわけで、これについてはどう考えていくのか。正直言って、このような34%の提案があった時に、これをどこまで頑張って削れるのかというのが私の率直な考えでしたが、ところが42%まで料金改定をしたいという案が出たので愕然としています。管路の老朽化は更新をしなければならないことはわかるが、ただ、果たしてそういうことでもいいのかと思います。

太田会長：多くの方々が感じているお気持ちを代表されたような気がしますけれども、方向としては、更新率や新規投資を含めた建設改良投資額をどれだけ抑えられるのかが大きなポイントで

はないかということと、企業債はこれ以上の借り入れは難しいというお考えでしょうか。

清水委員：いいえ、200%をもっと超えてもよいという案を持っている。ただ、無制限とはいかないため、結局は更新事業をどのような形にするのか、少し遅らせて、できるだけ損益、支出を抑えざるを得ないのではないかということです。

太田会長：では、どちらかというとな財源の問題よりも、とにかく投資額全体をいかに圧縮できるかというのが先決ではないかというお考えですね。その上で、他都市や他地域の改定状況や、料金水準との比較、あるいは県内の状況ですよね。県水については、確かに県が補助金を出しているの、一定程度の料金の引き上げ、あるいは料金の状態に対する県の側からの財政補助をもっと考えられないかというご意見ですね。いくつか挙げていただきましたが、今日この場で方向性を示すことはできないとは思いますが、いまのご意見やご質問を踏まえて、事務局から何かお答えいただけることはありますか。

事務局：全てではございませんが、現状でお答えできる範囲と、いまある資料でお答えさせていただきます。

まず、交付金活用という点のごもつとも、我々上下水道部としても、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の際、活用案を部内で検討しました。しかし、市として全部署の案全てを組上に載せて比較検討する中で、今回は水道や下水道のいわゆるインフラ対策ではなく、福祉などに資金を回そうということで、最終的に我々には割り当てられませんでした。

また、36%や43%で改定した場合の県内他地域との比較でございますが、おおむね清水委員の計算どおりで、36%でも県企業局の令和3年度末時点の料金よりも少し高くなります。千葉県平均より、まだ少し安いのですが、県企業局という一番大きなところと比べると、少し高くなるというのは確かなところ。こちらにつきましては、少なくとも次回、第4回審議会の中で最新の県内料金の状況と、我々が案としてご提示している36%や43%改定を比較対照できる資料を作成いたします。

また、近隣などの料金改定の検討状況ですが、先ほどご説明いたしました厚労省通知でも、全国的に料金というものが厳しくなっているというご紹介をいたしましたように、近隣ですらに料金改定の検討をしておりますし、近々おそらく続々とあるだろうと考えております。

また、企業債の水準は難しい点ですが、内部での検討案としては、上限を200%から上げた場合の検討もしております。例えば、300%に上げた場合には、その分は改定率の低下としておおむね5から6%くらい下げられるのですが、資金だけではなく、損益が赤字になることも同時に考えなければなりません。資金だけを考えるのであれば、どんどん借金をすればよいのですが、当然利息が発生します。現在、長期金利が上がる中では、どんどん利息も上がっております。利息を1.5%で考えた場合には、当初の200%を維持した36%改定では、ピーク時の利息がおおむね7,400万円の想定でしたが、300%に設定した場合のピーク時の利息は8,800万円になります。その利息の差は1,400万円となってしまう、借金を増やす、企業債を増やすということは、余計な出費である利息も増えるということにもなりますので、どこの水準が正しいということはないのですが、損益との間でいろいろ考えていきますと、いま現在、我々の検討の中では、やはり

200%程度、ピーク時には少し超過して240%までいってしまいますが、企業債としては、かなり上限に近い状況であると考えております。とりあえず、本日はここまでのご説明とさせていただきます。

太田会長：事業費自体の見直しについてもご質問にありましたが、その可能性はどうでしょうか。

事務局：失礼いたしました。事業費の点もございました。水道管の更新事業費のところが増減しやすいところがございます。やはり浄水場などは、更新しなければお水自体が作れなくなりますので、どうしても事業費を調整できるのは水道管というところになります。ただ、令和4年度末時点で市内の水道管は476kmほどありますが、そのうちの98kmは既に40年を超えた老朽管となります。そのため、いま現在でも、既にかなり老朽化した積み残しがある状態であり、いま見込んでいる管路更新率の0.6%ですと、今後10年間での更新延長は30kmほどの見込みになりますが、その一方で、新規に老朽化していく管が84kmありますので、率直に申し上げますと、既に更新のペースは老朽化のペースに追いついていないというのが現状です。そのため、84kmが老朽化する中でも、重要給水施設管路や重要な管路に絞ることで管路更新率0.6%というものを考えており、これ以上絞ることは厳しい状況です。

また、事業費と事業量の関係では、当然災害時などに管を直す場合には、市内にある工事業者さんに頼らざるを得ません。工事単価が上昇する中で事業費が増やせない状況で、実際に市内の工事業者さんに依頼する事業量としては、今現在どんどん減ってしまっています。老朽化の点、市内の工事店さんの存続という点でも、事業量をできるだけ維持していくという視点が大切なのですが、どうしても単価が上がる中では事業費が増えてしまいますので、なかなか厳しいものと考えております。

田汲委員：清水委員と同じく、いくらなんでもちょっと上げ過ぎではないのか。混合井の送水管を作ると相当の期間使えるのだから、企業債も返却する期間を延ばして、受益者負担をもっと高めないとですね。

太田会長：新規事業についての事業費の財源には、企業債をもっと活用したらどうかと。借り換えにより少し返済期間を延ばす形でやってはどうかといったことも含めて、いかがでしょうか。

事務局：借入期間を伸ばしてはどうかという点で言いますと、起債自体は40年という、既に上限の期間で設定しております。ただし、金額の規模としては、送水管事業費の50%を起債財源とする想定で、期間は40年と最大ですが、金額としては、借りようと思えば、まだ借りられる事業ではあります。ただし、そこで問題となるのが、先ほどの企業債の残高がどれだけ増え、利息などがどれだけ増えるかという点です。

田汲委員：増えるのは受益者負担。これまでの人も、新しく四街道に入ってくる人も利用するという観点で、返済期間を延ばしてもよいのではないかと。40年ということは、相当長いのか。

事務局：最大の利用期間で借りています。

清水委員：借り換えをしたらよいのではないか。

太田会長：企業債をもっと増額してはどうか、論点の一つですね。

瀬藤委員：私も両委員と同じで、今回は40%くらい上げて、その4年後にまた30%くらい上げることは、市民感情として理解できない。もっとよい方法がないのか。このような値上げでは、皆さん反発されると思います。

太田会長：企業債の関係で、もう少し発行水準を高められないかというご意見について、事務局からお願いします。

事務局：その例としては、先ほど挙げました企業債の上限を300%に設定したのになります。送水管工事費における企業債割合を現在の50%から、平均して75%ほどに上げると、およそ300%になります。資金的には、財源ができたことで改定率も下げられますが、その結果、経営成績として損益の結果が大きく赤字となってしまいます。国の補助金や起債の条件として、損益が赤字となっている事業体は、解消する見通しを立てた上でなければ、補助金も起債もできなくなります。特別な事情による一時的な赤字であれば問題ありませんが、起債の上限を大幅に上げた結果、経常的に赤字を出し続けている事業体というのは、補助対象及び起債対象にもなりません。我々としても改定率を抑えたいと考えておりますが、損益が補助金や起債の要件にもなるため、検討により、ただ資金を増やすために起債の上限を上げることは難しいと考えております。

太田会長：改定率について、本日中に結論を出すことは難しいと思われれます。従って、そこに到達するための具体的な議論の条件を確認すると、一つは、建設改良事業費の圧縮で、事業自体を削ることではなく、長期間でのやりくりを含め考えること。将来的に事業は行うが、当面で実施する必要がある事業なのか、均すことが可能なものかを考え、事業費の見直しをすること。

もう一つは、財源について。特にご意見があった送水管の新規事業については、企業債の活用を高めてはどうか。これについての事務局の説明としては、試算の結果、損益赤字との見合いにより、どこまで可能かどうかを考える必要があるということ。全国平均では260%ですか。

事務局：令和3年度時点で265%です。

太田会長：四街道市の現状では、それを下回っているの、どの辺までは増やせるのかという、ある程度の目安を示していただかないと、なかなか議論が収束しないと思います。その上で、最終的には料金改定率としては、このぐらいならば仕方がないという、落とすところのようなものも含めて詰めていかないと、なかなか議論が収まらないと思います。したがって、本日のご質問を受け止めていただき、事務局は資料の作成や、追加説明が必要です。また、委員の皆さんとし

ては、事務局の説明を受けた上で、ご判断いただかなければいけません。このまま平行線で結論が出ないというわけにもいきませんので、最終的なご判断をどのように考えていくのかということは、委員各位が是非お考えいただきたいと思います。

清水委員：本日の厚労省の資料では、資産維持費として、対象資産に対して3%を標準として計上することとありましたが、四街道市の状況を教えてほしい。

また、管路だけではなく、浄水場の施設についても、今すぐ必要なことなのか、いろいろと疑問がある。老朽化に伴い更新はやむを得ないと思うが、受水量を増やすための設備が浄水場にどれだけ増えていくのか。

太田会長：事務局は、今日お答えできるものは答えていただき、残りは次回とさせていただきたいと思いますが、清水委員のおっしゃった、3%とは、いわゆる資産維持費の将来資産に対する割合ということですね。これはどうですか、現状で割り返して計算できますか。

事務局：資産維持費については試算をしております。初めに総括原価の算出として、参考で紹介した49%改定というものが、この資産維持費を0%として試算した場合となります。資産維持費の3%を入れた場合は92%改定が必要となってしまいます。そのため、国の3%というのは、あくまでも基準であり理想の数値になりますので、当然採用することはありませんが、国が推奨する水準として通知されております。浄水場の事業費につきましては、次回、お示しします。

下里委員：料金の改定を4年間に1回ではなく、2年単位として2年ごとに少しずつ上げることはできますか。

太田会長：激変緩和のご提案ですね。いろいろな事業体で実施されているので、できないことはないと思いますが、事務局はいかがですか。

事務局：全国的にも、そのような対応の実例がたくさんあるため、できないものではありません。ただ、今回検討した中では、令和7年度と11年度のいずれかで、まず一度はしっかりと改定させていただき、赤字を解消する必要があると考えております。理由といたしましては、改定を2年ずつに分けて後ろにずらすと赤字がどんどん長引いてしまうため、一度しっかりと改定し、赤字を解消した後であれば、段階を踏むことなども考えられます。

太田会長：そのような回答でよろしいですか。はい、ありがとうございます。その他の方いらっしゃいますか。

三好委員：具体的な料金改定の手続きについては、今後の急激な人口減少や高齢化を見据え、四街道市が公営企業体としての水道事業を、将来にわたってどのように維持していくのかというビジョンが必要となります。経営戦略については、厚労省などが公開している事例を参考にして、料金改定の進め方について、一般の需要家の方々にわかりやすくお示しいただき、千葉県内の事

例も整理した上で、もう一度、料金改定の提案に入り直した方がよろしいのではないのかと思いました。

太田会長：水道事業の経営全体を念頭に置いて、先進事例というものを咀嚼してはどうかというご意見だと思いますが、事務局として県内の実例として拾いあげることができますか。

三好委員：日水協にたくさんありますので、ご協力できます。

太田会長：資料は日水協よりご提供いただけるそうなので、参考になるような実例があれば、ご紹介いただければと思います。その他よろしいでしょうか。

それでは、私の記憶の中で少し要点をまとめた上で、確認させていただきたいと思います。

本日は、事務局から具体的な改定率の提案説明がございました。その中で、なぜそのような改定率になるのかという説明もありました。具体的に言えば、特に更新です。管路更新と送水管等の新規事業における財源確保をどのようにしていくのか。また、財源確保の上で、企業債の発行がどこまで経営上認め得るのか。それらを比較しながら、具体的な改定率の提示があったものと理解させていただきました。その中で、委員各位からは、単刀直入に、ちょっと高すぎるのではないか、という率直なご意見が多く出されました。そこで、事業自体の実質を損なわないように経営を維持し、施設が保全されることを前提に、どこまで改定率自体の見直しができるのかというご議論であったと思います。その中で、一つは企業債の活用ですね。企業債を全般的に活用していくということだけではなく、特に送水管事業に絞ったうえで、その割合を高められないかというご議論がありました。また、建設改良投資全体像を示してもらった中で、当面やらなければならないものが何であるのかを絞り込んだ上で、具体的な建設改良投資額を確定することはできないのか、といったようなご意見がございました。特に、更新投資における優先順位、あるいは仕分けをした上で、この場合にはこう対応し、結果こうなるといったものが示せるのであれば、非常に有益ではないかと思います。それから、交付金の活用等です。これは非常に難しいと思いますが、県内の状況を調べていただき、可能性があるならば見通しを示していただくということ。

あとは、全国、県内それぞれの料金比較です。その上で、四街道市の料金改定案というものがどのあたりの位置となるのか。

そのようなことも含めて、市民の皆さんのご理解を得られなければいけない、ということに繋がるものと思います。いろいろと宿題が出されておりますけれども、質問内容、ご意見を踏まえた上で、事務局として精査し、資料の作成や説明をしていただきたいと思います。

委員の皆さん、このような内容でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上、本日の会議の中で確認させていただいた上で、次回の会議に回していきたいと思います。長い時間にわたり、真摯にご議論いただきまして、ありがとうございました。

○その他

事務局より次回の審議会について説明及び終了の挨拶